

千葉市立新病院整備基本計画策定支援及び基本設計業務委託に関する  
簡易公募型プロポーザル 質問回答書（一次審査）

千葉市病院局事業管理者  
寺井 勝

「千葉市立新病院整備基本計画策定支援及び基本設計業務委託に関する簡易公募型プロポーザル」  
一次審査に係る質問について、以下の通り回答いたします。

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公表2（4）	<p>簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公表（4）</p> <p>「平成27年度以降に委託期間を含み、参加表明書提出日までに完了している一般病床250床以上の病院の新築（建て替えを含む。）の基本計画策定に係る業務の元請実績（共同企業体等での実績の場合は代表者であった場合のものに限る。）を有すること。なお、共同企業体等の場合は、構成する企業のいずれかが当該実績を有すること。」とあります。</p> <p>これは共同企業体等での構成企業のみが対象であって、共同企業体等において使用できる協力企業がその実績を保有しても参加資格要件は満たさないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
2	簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公表9（4）	<p>応募説明書9（4）イについて、メールでの提出は圧縮ファイル又はデータ便等での送付は可能でしょうか。また、送付に際して各ファイル名の付け方など、ご指定があればご教示ください。</p>	<p>データを圧縮して提出する際は、次の拡張子ファイルをメールに添付してください。（「zip」、「cab」、「tar」、「rar」、「7z」、「gz」）</p> <p>また、データ便等で送付する場合は、事前に担当部局までご連絡ください。</p> <p>ファイル名の付け方については、できるだけ内容が分かりやすく簡潔な名称としてください。</p>
3	簡易公募型プロポーザル（一次審査）選定基準	<p>一次審査の評価に使われる技術者一人当たりの評価（指標①）ですが、JVで提案する場合、技術者の数は合算されて評価されるのでしょうか。それとも基本計画の部分と基本設計の部分に分けて評価されるのでしょうか。後者の場合、JVでの業務分担を提示する必要があるのでしょうか。</p>	<p>簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公表2（3）の要件を満たす企業の保有する技術職員について評価します。</p>

4	簡易公募型プロポーザル（二次審査） 特定基準	一次審査による評価点数は、二次審査には持ち越さないと考えて宜しいでしょうか。	簡易公募型プロポーザル（二次審査）特定基準に記載のとおり、二次審査において、一次審査の「担当チームの能力」の評価点は、二次審査の配点にあわせた評価点とします。
5	参加表明書作成要領 1（3）ア	同種業務実績ですが、「基本構想」という業務の契約名で、仕様では実質的に基本計画まで実施している業務については、基本計画とみなしてよろしいでしょうか。	参加表明書作成要領1（3）アに記載のとおり、契約名に関らず、業務の内容が実質的に基本計画の策定に係るものであれば、同種業務実績とします。
6	参加表明書作成要領 1（3）イ	参加表明書作成要領1（3）イに「基本設計に係る同種業務実績とは、平成27年度以降に委託期間を含み、参加表明書提出日までに完了している」とございますが、基本設計を含む工事監理までの一連の業務が、委託期間に含まれ完了している実績も同種業務として宜しいでしょうか。	同一の委託業務内に基本設計に係る業務以外のものが含まれていても、平成27年度以降に基本設計に係る業務の実施期間を含むものであれば、同種業務実績とします。
7	同上	参加表明書作成要領1（3）イに「基本設計に係る同種業務実績とは、平成27年度以降に委託期間を含み、参加表明書提出日までに完了している」とございますが、設計業務期間は27年度以前に終了しておりますが、平成27年度以降に竣工した実績を同種業務として宜しいでしょうか。	平成27年度以降に基本設計に係る業務の委託期間を含まないものについては、同種業務実績としません。
8	同上	参加表明書作成要領1（3）イ過去5年間の業務実績について、平成27年1月から3月の実績を含めることは可能でしょうか。	平成27年度以降とは、平成27年4月以降のことを指し、平成27年1月から3月の実績は同種業務実績としません。
9	参加表明書作成要領 2（1）	参加表明書作成要領2（1）参加表明書に記載した内容が確認できる資料の提出として、「技術者数、有資格者数、同種業務実績が確認できるもの」が求められています。技術者数ならびに有資格者数に関して、会社ホームページやリーフレットなどに記載がない場合は、対象者全員の資格証の写しが必要との理解でよろしいでしょうか。	資料は、参加表明書作成要領2（1）に記載のものを基本としますが、同様の資料がない場合は、当該企業の代表者の押印のある誓約書（参加表明書様式1～4-4の記載事項に相違のない旨の誓約）又は公的機関や資格団体等への提出書類の写し等でも可とします。 なお、必要に応じて資料の追加を求め、又は、関係機関に照会することがあります。
10	同上	参加表明書作成要領2（1）様式4-1ならびに様式4-2に記載する主任技術者ならびに主任担当技術者の同種業務実績等において「必ずしも主任技術者及び主任担当技術者としての実績、また、現在所属する企業における実績に限らないものとする」とあります。実際に従事していたことを確認できる書類として、契約書等の契約先の押印のついた書類やPUBRISのような公的機関が証す	番号9の回答のとおりです。

		る書類がない場合は、応募者側にて作成する業務実施体制図でもよろしいでしょうか。また、現在所属する企業ではない実績（前職での実績）においては、契約書等の公の書類のみならず業務実施体制図も含め従事したことを確認できる書類のみならず前職の会社が受託し業務実施したことを確認できる契約書等の書類を入手・作成することは不可能と思料します。仮に現在所属する企業ではない実績を記載した場合は、従事したことならびに前職の会社が業務実施したことを確認できる書類は提出できなくなりますが、その真偽はどのように一次審査される予定でしょうか。ご教示ください。	
1 1	同上	開院前の為、まだ災害拠点病院の指定が無い場合の指定要件を満たしていることの資料は、基本設計書等の説明資料でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、自治体や病院のホームページ等で確認できる場合は不要です。
1 2	様式 1	(様式 1) 簡易公募型プロポーザル (一次審査) 参加表明書 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公表の 2 (3) に記載されている通り、共同企業体等で参加する場合は基本設計を担当する企業が提出者となり、その他の構成員は別紙にて企業の保有する技術職員についてのみ記載すればよろしいでしょうか。	共同企業体等で参加の場合は、参加表明書の提出者は共同企業体等となります。 また、企業の保有する技術職員の記載は、共同企業体等を構成する企業の技術職員についてそれぞれ様式 1 及び別紙に記載し、あわせていずれの企業のものかわかるように企業名を併記してください。
1 3	様式 2-1、2-2、4-1、4-2、4-3、4-4	(共通) 病床数は一般病床の数のみを記載するよう注意書きがありますが、この一般病床の数は現時点の病床数を記載すればよろしいでしょうか。また、再編統合による新施設整備の基本計画については、基本計画策定時の一般病床数を記載すれば、よろしいでしょうか。	基本計画策定支援及び基本設計業務の同種業務実績共に、業務完了時の計画上の一般病床数とします。
1 4	様式 2-2、4-3、4-4	(様式 2-2) 基本設計に係る同種業務の注意 5 並びに (様式 4-3、4) 基本設計に係る主任技術者・主任担当技術者の同種業務実績等の注意 7 に「ICUを有し」とございますが、「HCU」も同種業務として宜しいでしょうか。	基本設計に係る同種業務実績は、参加表明書作成要領 1 (3) イに記載のとおりです。 よって同種業務実績において、ICUの有無は問いません。 また、注意 5 及び 7 において、「HCU」は「ICU」に該当しません。

15	同上	(様式2-2、4-3、4) 基本設計に係る同種業務実績について、基本・実施設計・監理業務の一括契約の場合、平成27年以降に委託期間が入っている場合は同種業務実績の対象としてよろしいですか。	番号6の回答のとおりです。
16	同上	(様式2-2、4-3、4) 基本設計に係る同種業務実績について、平成27年以前に竣工した建物に対して、同一の設計事務所が平成27年以降に設計(基本設計含む)を行い、総病床数が要綱条件を満たした医療施設は対象としてよろしいですか。	基本設計に係る同種業務実績は、参加表明書作成要領1(3)イに記載のとおりです。 よって、平成27年度以降に行った基本設計に係る業務の内容が新築(建て替えを含む。)に該当しないものについては、同種業務実績としません。
17	同上	(様式2-2、4-3、4) 基本設計に係る同種業務実績について、応募条件を満たす海外プロジェクトを対象としてよろしいですか。	基本設計に係る同種業務実績は、参加表明書作成要領1(3)イに記載のとおりです。 よって、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院に該当しないものについては、同種業務実績としません。
18	様式3	参加表明書(様式3)企業の受賞歴について、「全国規模で実施されたもの」とありますが、全国規模とは全国から応募できる賞と考えてよろしいでしょうか。	全国の建築物を対象とする賞とします。